

かしょう きたひろしまししゅわげんごじょうれい そあん
(仮称) 北広島市手話言語条例(素案)

げんご たが きも わ あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう うえ
言語は、お互いの気持ちを分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で

ふかけつ じんるい はってん おお きよ
不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

しゅわ おんせいげんご こと しゅし からだ うご ひょうじょう つか
そして、手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って

しかくてき ひょうげん げんご しゃ か
視覚的に表現する言語であって、ろう者にとって欠くことのできないもので
す。

ながねん しゅわ げんご みと しゅわ つか
しかしながら、長年にわたり手話は、言語として認められず、手話を使う

かんきょう せいび しゃ ひつよう ちしき
ことができる環境が整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な知識

じょうほう え いしそつう はか おお ふべん ふあん かん
や情報を得られず、意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら

せいかつ
生活してきました。

へいせい ねん しょうがいしゃきほんほう かいせいおよ へいせい ねん しょうがいしゃ けんり かん
平成23年の障害者基本法の改正及び平成26年の障害者の権利に関する

じょうやく ひじゅん しゅわ げんご いちづ にんしき
条約の批准により、手話が言語として位置付けられたものの、その認識や

りかい じゅうぶん しゃ ちいきしゃかい あんしん せいかつ
理解は十分とはいえません。ろう者が、地域社会で安心して生活するために

しゅわ たい りかい ふか しゅわ つか かんきょう とどの ひつよう
は、手話に対する理解を深め、手話を使いやすい環境を整えることが必要

です。

きたひろしまし しゅわ げんご にんしき もと しゅわ たい
北広島市は、ここに、手話が言語であるとの認識の下に、手話に対する

りかい そくしん しゅわ みりよく しゅわ ひろ しゃ ふく すべ しみん
理解の促進と手話の魅力と手話の広がりをもって、ろう者を含む全ての市民

あんしん く きょうせいしゃかい じつげん めざ じょうれい せいいてい
が安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定

します。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定めるとともに、市の責務、市民の役割等を明らかにすることにより、誰もが安心して共に生きることができる地域社会の実現に資することを目的とします。

ていぎ
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話を言語として使用することにより日常生活又は社会生活を営む者をいいます。

(2) 市民 本市の区域内に住居若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。)に通学する者をいいます。

(3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。

きほんりねん
(基本理念)

第3条 手話が言語であることに対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による円滑な意思疎通を図ることができる権利を有していること及びその権利が尊重されることを基本として行われなければなりません。

し せきむ (市の責務)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ しゅわ たい りかい ひろ しゅわ つか
第4条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げ、手話を使いやす
い環境づくりのための施策を推進するものとします。

しみん やくわり (市民の役割)

だい じょう しみん しゅわ たい りかい ふか し すいしん しゅわ かん しさく
第5条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策
に協力するよう努めるものとします。

じぎょうしゃ やくわり (事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ しゅわ たい りかい ふか しや りょう
第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービ
スを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものと
します。

しやおよ しゅわつうやくしゃとう やくわり (ろう者及び手話通訳者等の役割)

だい じょう しやおよ しゅわつうやくしゃ たしゅわ かん かつどう おこな こじんおよ だんたい
第7条 ろう者及び手話通訳者その他手話に関する活動を行う個人及び団体
は、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるも
のとします。

しさく すいしん (施策の推進)

だい じょう し つぎ かか しさく すいしん
第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとします。

- (1) しゅわ たい りかい そくしんおよ しゅわ ふきゅう しさく
手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) しゅわ じょうほうしゅとくおよ しゅわ つか かんきょう
手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりのための施策

(3) 手話通訳者の養成、確保及び派遣、技術の向上その他手話通訳の

環境の充実に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な

施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、ろう者その他の関係者の意見

を聴き、その意見を尊重するものとします。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講

ずるよう努めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行します。